

議案第75号

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月24日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

令和4年10月に愛玩動物、野良犬及び野良猫の死体を火葬場での処理へ変更したことに伴い、新たな処理経費と現行の処理手数料に差異が生じたため、一般廃棄物手数料の規定を整備する必要がある。

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成7年あきる野市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の部を次のように改める。

動物の死体	(1) 市長が収集、運搬及び処分を行うとき。	1体につき	6,000円
	(2) 市長が処分のみを行うとき。	1体につき	3,300円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。